

第60回記念 バトントワリング関東大会

(第53回バトントワリング全国大会 関東予選)

基本実施要項



主催 日本バトン協会関東支部

大会概要

1. 大会名称： 第60回記念バトントワーリング関東大会
(第53回バトントワーリング全国大会 関東予選)
2. 開催日時： 2025年10月5日(日) 10:00～18:50(予定)
第一部 <学校部門>
第二部 <一般部門>
※完全入れ替え制
3. 会場： 横浜武道館
神奈川県横浜市中区翁町2丁目9番地10



4. 主催： 日本バトン協会関東支部
5. 大会事務局： 〒124-0024
東京都葛飾区新小岩1-42-11 中屋ビル304 大会事務局
6. 後援： 神奈川県・横浜市・横浜市教育局
(申請予定) (公財) 横浜市スポーツ協会・一般社団法人日本バトン協会
7. 協力： 茨城県バトン協会・栃木県バトン協会・群馬県バトン協会・埼玉県バトン協会
千葉県バトン協会・東京都バトン協会・神奈川県バトン協会
8. 主旨：【学校部門】
学校教育活動の中でバトンを使った集団演技を通し身体表現と音楽表現の美しさへの探求心を育むとともに、集団での活動を幅広く体験することで協調性や責任感、自主性や創造力を養いながら生きる力を培う。

【一般部門】
バトンを使った身体表現と音楽表現の集団演技を追求し、より正確で高度な集団技術とより高い集団芸術を身につけながら自主性と創造力を培うとともに芸術スポーツの発展と地域社会の活性化に貢献する。
9. 参加団体説明会&ハラスメント研修会： 2025年9月24日(水) 18:30～20:00(受付 18:00)
北とぴあ スカイホール
〒144-0002 東京都北区王子 1-11-1

1. 参加資格 * (1)～(4)の要件をひとつでも満たしていない場合は参加不可とする。

(1) 2025年8月5日までに、一般社団法人日本バトン協会の小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分に団体加盟登録していること。会員組織規程に準じる。

① 大会には団体加盟登録している団体名、構成員登録名で出場すること。

② 出場メンバー(補欠2名を含む)は、当該学校団体の在學生で、2025年8月5日までに当該学校団体に構成員登録していること。

(2) 都県協会、又は当支部より推薦されていること。

① 構成は、都県協会と同一であること。

(3) 当支部が定めた期日までに以下の参加手続き書類の提出を終えていること。

※参加申込書類は都県協会へ提出すること。

※切は都県によって異なる。

① 参加申込書の提出

② 参加費 団体参加費6,000円、個人参加費は構成員1名につき1,500円を納入。

(都県大会後5日以内)

*大会参加費の内訳はプログラム、通行証、傷害保険の費用および大会経費を含む。

③ 出場メンバー登録書の提出

(ア) 出場メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。

(イ) 出場メンバー数は、申請した人数内であること。

(ウ) 登録補欠メンバーとして2名までおくことができる。

(エ) 出場メンバーの変更は登録補欠メンバーであること。

④ 使用曲CD-Rの提出。

⑤ 音楽著作権に関する書類の提出は、当支部が定めた期日までに音楽著作権に関する書類一式の提出を終えていること。(詳細は参加申込書参照)

*申請中の場合はそれを証する書類を提出すること。

*都県大会・支部大会・全国大会を一括して許諾申請されると期日に提出できる。

(4) 代表者1名以上が「参加団体説明会&ハラスメント研修会」に出席すること。

(5) 1団体及び構成員登録者の学校部門への関東大会の出場は1回とする。

*ゲスト及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

(6) その他

出場メンバーは、2025年度一般社団法人日本バトン協会のワッペンの着装が義務付けられている。

2. 構成

(1) 人数は4名以上とする。

(2) 構成は以下の通りとする。

＊構成は都県大会推薦と同一であること。

小学校

(ア) 単一団体加盟登録の小学校構成

(イ) 複数の団体加盟登録による合同小学校構成

中学校

(ア) 単一団体加盟登録の中学校構成

(イ) 複数の団体加盟登録による合同中学校構成

高等学校

(ア) 単一団体加盟登録の高等学校構成

(イ) 同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成

(ウ) 複数の団体加盟登録による合同高等学校構成

大学

(ア) 単一団体加盟登録の大学構成

(イ) 複数の団体加盟登録による合同大学構成

3. 演技

(1) 演技

① 衣装、使用曲等の演技に関わるすべてにおいて国歌、国歌を編曲された楽曲及び国旗の使用は不可とする。

② (ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。

(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

【補 足】

「器 物」 バトン・コスチューム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものを総称したもの。＊器物の使用は不可とする。

「特殊効果」 乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てのもの。＊特殊効果の使用は不可とする。

(2) 使用曲

① 使用曲は自由とする。

② 使用曲の長さは以下の通りとする。

(ア) **小学校** **中学校** 3分00秒 過分5秒以内とする。

(イ) **高等学校** **大学** 3分30秒 過分5秒以内とする。

*再生機器にて表示される無音部分を含む分数

(3) 演技フロア

① 演技フロアは縦2.0m×横2.5mとする。

② 演技フロアへの入場は出場メンバーのみとする。

*出場メンバー数に則した登録引率者と補欠は実行委員会が指定した導線を使用すること。

指定された席で静粛に待機し、声援、指示等は不可とする。

(4) 入退場

① 演技フロアへの入退場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。

(ア) アナウンスの合図により、速やかに入場すること。

(イ) 演技フロアへの再入場・追加入場は禁止する。

(ウ) 退場ラインを通過後は、速やかに退場口より退出すること。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(5) 計時

小学校 **中学校**

① 演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分00秒以内とする。

(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)

② 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。

*登録引率者が使用曲開始および停止の合図を音響にすること。

高等学校 **大学**

① 演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分30秒以内とする。

(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)

② 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。

*登録引率者が使用曲開始および停止の合図を音響にすること。

1. 参加資格 * (1) ~ (4) の要件をひとつでも満たしていない場合は参加不可とする。

(1) 2025年8月5日までに、一般社団法人日本バトン協会の一般区分として団体加盟登録していること。会員組織規程に準じる。

- ① 大会には団体加盟登録している団体名、構成員登録名で出場すること。
- ② 出場メンバー(補欠2名を含む)は、2025年8月5日までに当該一般団体に構成員登録をしていること。

(2) 都県協会、又は当支部より推薦されていること。

- ① 構成は、都県協会と同一であること。

(3) 当支部が定めた期日までに以下の参加手続き書類の提出を終えていること。

※参加申込書類は都県協会へ提出すること。

※切は都県によって異なる。

- ① 参加申込書の提出
- ② 参加費 団体参加費6,000円、個人参加費は構成員1名につき1,500円を納入。

(都県大会後5日以内)

*大会参加費の内訳はプログラム、通行証、傷害保険の費用および大会経費を含む。

③ 出場メンバー登録書の提出

(ア) 出場メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。

(イ) 出場メンバー数は、申請した人数内であること。

(ウ) 登録補欠メンバーとして2名までおくことができる。

(エ) 出場メンバーの変更は登録補欠メンバーであること。

④ 使用曲CD-Rの提出。

⑤ 音楽著作権に関する書類の提出は、当支部が定めた期日までに音楽著作権に関する書類一式の提出を終えていること。(詳細は参加申込書参照)

*申請中の場合はそれを証する書類を提出すること。

*都県大会・支部大会・全国大会を一括して許諾申請されると期日に提出できる。

(4) 代表者1名以上が「参加団体説明会&ハラスメント研修会」に出席すること。

(5) 1団体及び構成員登録者の一般部門への関東大会の出場は1回とする。

*ゲスト及びセレモニー等の参加はこの限りではない。

(6) その他

出場メンバーは、2025年度一般社団法人日本バトン協会のワッペン[®]の着装が義務付けられている。

2. 構成

(1) 人数は4名以上とする。

(2) 構成は以下の通りとする。

＊構成は都県推薦と同一であること。

U-12

(ア) 年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上12歳以下のみの出場メンバーによる団体

＊2026年4月1日までに繰り上がる年齢

U-15

(ア) 年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上15歳以下のみの出場メンバーによる団体

＊2026年4月1日までに繰り上がる年齢

U-18

(ア) 年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上18歳以下のみの出場メンバーによる団体

＊2026年4月1日までに繰り上がる年齢

OPEN

(ア) 年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上の出場メンバーによる団体

＊2026年4月1日までに繰り上がる年齢

3. 演技

(1) 演技

① 衣装、使用曲等の演技に関わるすべてにおいて国歌、国歌を編曲された楽曲及び国旗の使用は不可とする。

② (ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用可とする。

(イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

【補 足】

「器 物」 バトン・コスチューム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものを総称したもの。＊器物の使用は不可とする。

「特殊効果」 乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てのもの。＊特殊効果の使用は不可とする。

(2) 使用曲

- ① 使用曲は自由とする。
- ② 使用曲の長さは以下の通りとする。
 - (ア) **U-12** **U-15** 3分00秒 過分5秒以内とする。
 - (イ) **U-18** **OPEN** 3分30秒 過分5秒以内とする。

*再生機器にて表示される無音部分を含む分数

(3) 演技フロア

- ① 演技フロアは縦20m×横25mとする。
- ② 演技フロアへの入場は出場メンバーのみとする。

*出場メンバー数に則した登録引率者と補欠は実行委員会が指定した導線を使用すること。
指定された席で静粛に待機し、声援、指示等は不可とする。

(4) 入退場

- ① 演技フロアへの入退場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
 - (ア) アナウンスの合図により、速やかに入場すること。
 - (イ) 演技フロアの再入場・追加入場は禁止する。
 - (ウ) 退場ラインを通過後は、速やかに退場口より退出すること。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(5) 計時

U-12 **U-15**

- ① 演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分00秒以内とする。

(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)
- ② 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。
*登録引率者が使用曲開始および停止の合図を音響にすること。

U-18 **OPEN**

- ① 演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は4分30秒以内とする。

(入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。)
- ② 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。

*使用曲の長さを事前に提出すること。
*登録引率者が使用曲開始および停止の合図を音響にすること。

1. 登録引率者

- (1) 登録引率者は、出場メンバー30名以下は3名まで申請することができる。
※音響の合図を行う1名を含む。
出場メンバーが10名増えるごとに1名の登録引率者を申請することができる。
- (2) 出場メンバー・補欠・登録引率者が一般観客席に入る場合は、入場券が必要となる。
また、出演者席には出場メンバー・補欠及び登録引率者のみ入ることができる。

2. 罰 則

※以下の(1)～(4)のいずれかを2回連続で受けた団体は次回大会の出場資格を失うこともある。

(1) 参加不可

- ①『1. 参加資格(1)(2)(4)』規定に反した場合は、参加資格を失うこともある。
- ②『1. 参加資格(5)』規定に反した場合は、成績判定・表彰は授与されない場合もある。

(2) 違反

- ①『2. 構成』規定に反した場合。
- ②『3. 演技(1)』規定に反した場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
※成績判定・表彰は授与されないものとする。

(3) 警告

- ①『1. 参加資格(3)』規定に反した場合。
- ②『3. 演技(2)(3)(4)(5)』規定に反した場合。
- ③ 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
※上記に該当した団体は、実行委員長及び審査員長より警告書を通知する。

(4) 注意

- ① 他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合。(スパンコールやビーズ等衣装の残留物等含む)
- ② 演技中に危険な行為があった場合。
- ③『3. その他(1)(2)』規定に反した場合。
※上記に該当した団体は、実行委員長より注意書を通知する。

3. その他

(1) 参加資格の補則

- ※大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- ※納入された出場メンバー(補欠を含む)の参加費は、返却しない。
- ※出場メンバーの増減は各都県大会終了後翌日まで認める。
- ※当日チェックイン時において、出場メンバーの変更は登録補欠メンバーのみ認める。
但し、出場メンバー数は登録申請人数内であれば減ることは認める。
- ※当日チェックイン後に人数が減る場合は実行委員会に申し出ること。

(2) 本大会における演技に使用する楽曲の録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

- ① 演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。
- ② 演技曲録音は日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けること。

- (3) 出場順は、実行委員会が抽選の上決定し、ホームページにて発表する。
- (4) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において加除訂正を行うことができる。

1. 審査員長・審査員・審判員

(1) 審査員長・副審査員長

- ① 審査員長は各部門1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 副審査員長は1名とし、審査員長を補佐し、審査審判を円滑に遂行する。
- ③ 実施規定の『2. 構成』『3. 演技』を審査する。
- ④ 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。
- ⑤ ノードロップ賞の判定を行う。

(2) 審査員

審査員の人数は5名とする。

学校部門	小学校	中学校	高等学校	大学
一般部門	U-12	U-15	U-18	OPEN

審査員は以下の内容を審査基準に基づき総合的に審査する。

- ① サクセスレート（作品完成度）
- ② ジェネラルエフェクト（全体的効果）
- ③ パフォーマンス
 - a, ステージング
 - b, バトントワーリング
 - c, ボディワーク

(3) 審判員

審判員は罰則と判断した場合に赤旗を揚げ審査員長に報告する。

- ① 審判員の人数は各部門2名とする。
- ② 審判員は『2. 構成』『3. 演技』、『ノードロップ』を審判する。

※全国大会推薦枠・成績・成績判定・表彰に関してはホームページにて詳細を発表する。

連絡事項

□入場券・プログラムの販売

第1部 学校部門	前売り券：3,300円	当日券：3,800円
第2部 一般部門	前売り券：3,300円	当日券：3,800円

○学生券（当日のみ販売）：第1部 学校部門：2,000円 第2部 一般部門：2,000円
○未就学児：無料。

プログラム引換券 700円

販売方法 前売り券 2025年8月5日（火）より2025年9月16日（火）必着
で日本バトン協会関東支部にて受付けます。（詳細はホームページにて）

□事前広報

一般広報	インターネットホームページ・インスタグラム・ポスターによる広報活動を行う。
支部広報	加盟団体・都県関係団体を通じた文書等による広報活動を行う。

□記録

写真撮影（出演団体記念写真・演技風景等）、VTR記録（音は入らないものも有）
※指定業者が販売を行う。
会場内における一般観客及び出場メンバー等による写真撮影は一切禁止する。
撮影が発覚した場合は、大会事務局でカメラを預かる場合がある。

□傷害保険

出場メンバー・補欠・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。
※保険期限は出演当日の0時～24時とする。（宿泊を伴う場合は各団体で対応すること。）

□大会参加に関する経費

本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。
なお一旦納入された費用については、一切返却しない。

□著作権

本大会で使用する楽曲に関しては、必ず使用許諾を得ることとする。また大会用音源の作成については、録音利用料を支払う。

詳しくは、日本音楽著作権協会（JASRAC）03-3481-2121にお問い合わせください。
(<http://www.jasrac.or.jp>)

日本バトン協会関東支部は日本対がん協会・ほほえみ基金への募金を通し、ピンクリボン
を支援しています。
大会参加費の一部を寄付させていただきます。

緊急対策

1. 目 的

本大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で消火器所在などの会場内事情を確認するとともに、不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

(1) 火災発生の場合

- ① 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、各担当責任者に連絡すること。
- ② 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ③ 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確しておく。
- ④ 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡(放送)により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

(2) 地震の場合

- ① 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。

(3) けが人・病人が発生の場合

- ① けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
- ② 各担当者は本部に通報する。
- ③ 大会本部は救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は大会本部より救急車の出動を要請する。
- ④ 救護所は、医務室に設置する。

(4) 対策本部の設置

- ① 別添表の通り必要に応じて早急に対策本部を設置する。

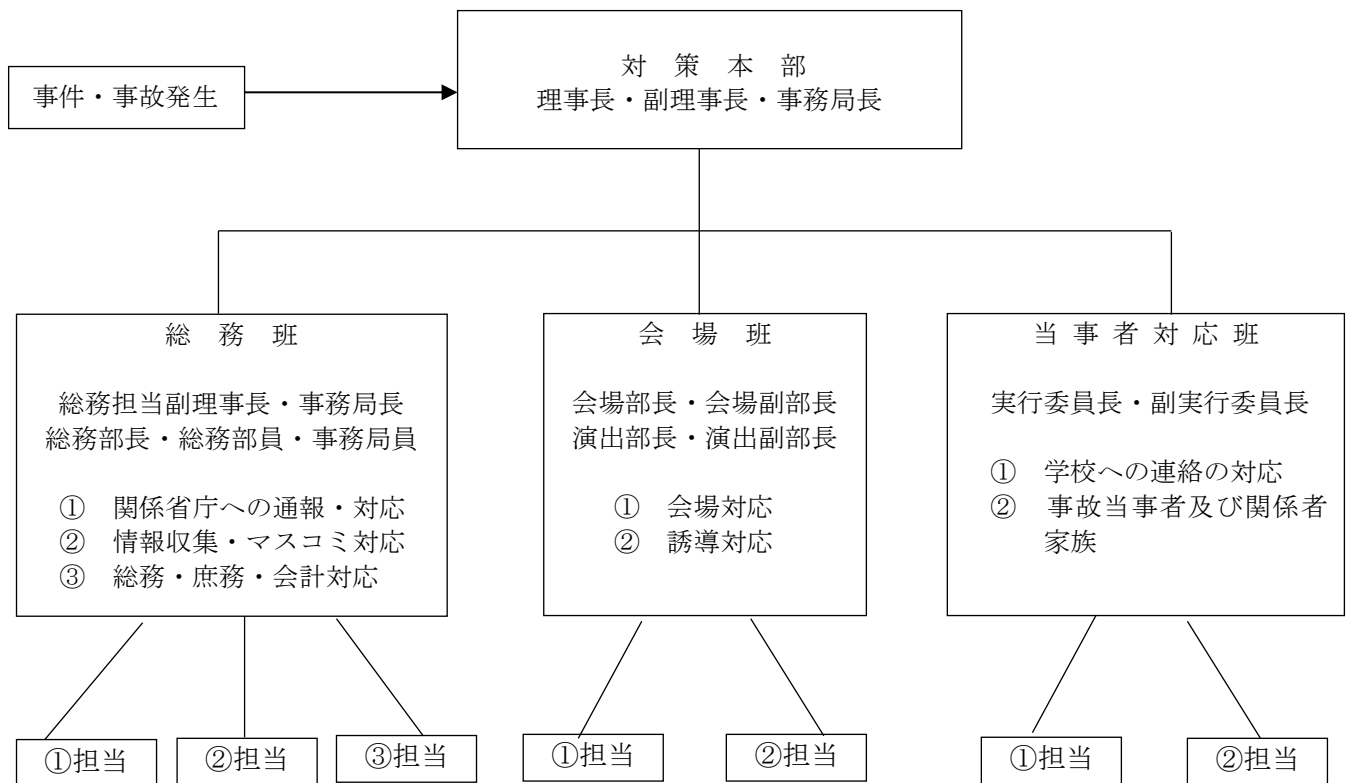
(5) 大会開催中の演技中断

- ① 演技中に地震等、何らかの緊急事態が発生した場合は、演技曲をストップし大会継続の有無を緊急対策本部で検討する。
- ② 継続可能と判断した場合は、該当団体が曲の最初から演技を行い進行する。
- ③ 継続不可能と判断した場合は、緊急対策本部よりアナウンスを行い、大会を中止する。

※災害・感染症等の緊急対応について

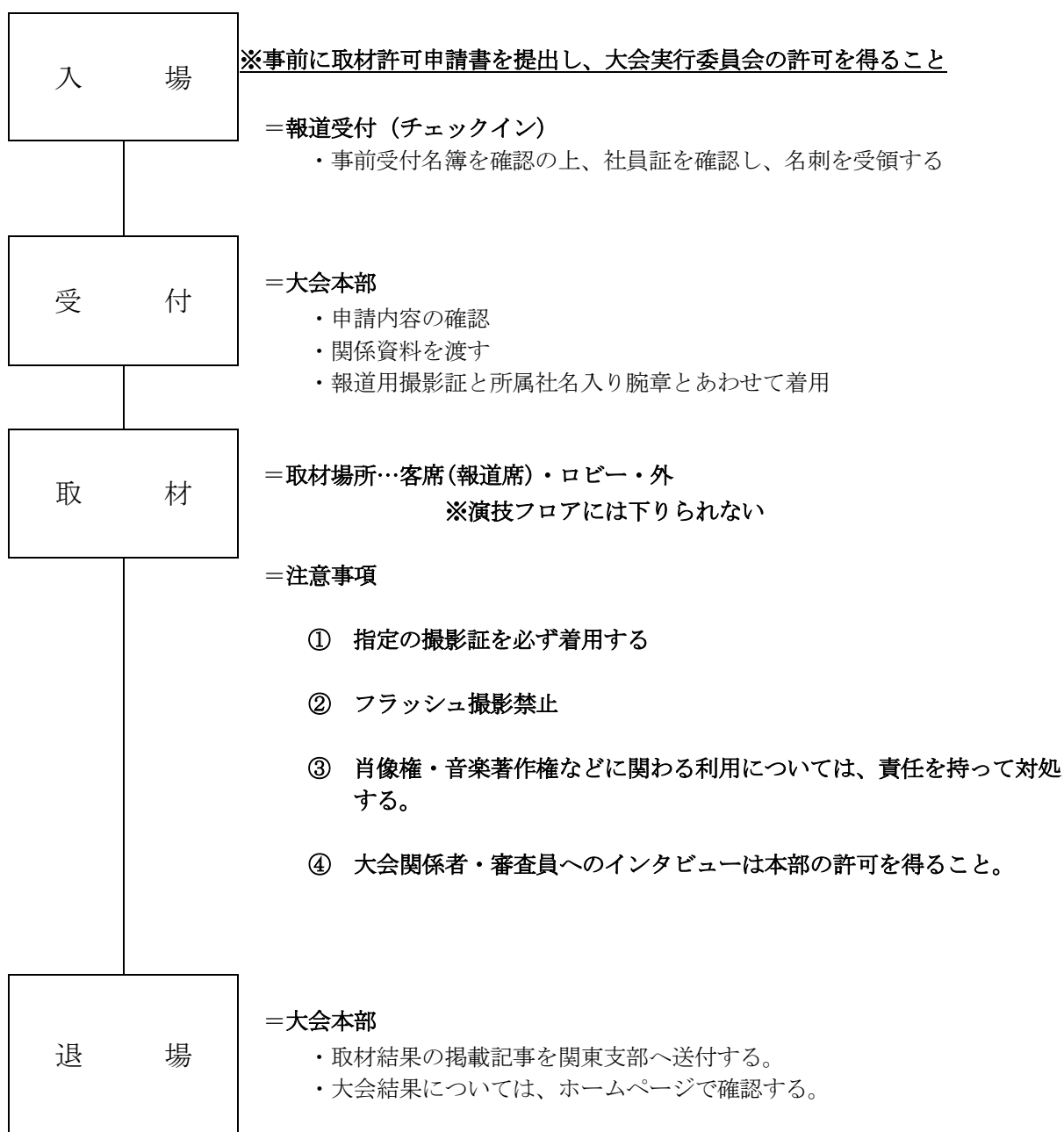
災害や感染症などの緊急事態状況下の大会開催は、日本バトン協会関東支部が総合的に判断し、中止とする場合がある。尚、参加団体、観客、大会関係者の安全性と支援を意図することを目的とし、実施規定を一部変更することもある。

関東支部緊急時対策組織表



1. 理事長は事件・事故発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
2. 理事長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに協会本部・当該都県組織への連絡を担当する。
3. 事務局長は本部に常駐し、理事長を補佐する。
4. 各班のスタッフは指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始すること。
5. 当組織表は、関東支部が主催する全ての大会に対応するものとする。

記録・報道関係者への対応



※ 本部が指定した記録関係者は、定められた撮影証を着用する。